

財務部

預金等保護の範囲

	預金等の分類	平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置)Q1参照
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外 Q3参照

新しい預金保険制度について

平成十七年四月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、一金融機関につき預金者一人当たり、元本一千万円までとその利息等が保護されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

預金保険 Q&A

A1 Q1 決済用預金はどのような預金ですか?

決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という三要件を満たすもので、例えば、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。

A2 Q2 預金保護の対象となっている預金等にはどのようなものがありますか?

対象となっている預金等は次のとおりです。

- ・当座預金
- ・普通預金
- ・定期預金
- ・別段預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金
- ・貯蓄預金
- ・定期積金
- ・掛金
- ・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)
- ・金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る)
- ・右記を用いた積立・財形貯蓄商品
- ・詳しく述べ、各商品取扱いの金融機関に問い合わせ下さい。

含みます。)が保護されます。
なお、一千万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります)。Q4及びQ6参照

A3 Q3 預金保護の対象となっていない預金等にはどのようなものがありますか?

対象となっていない預金等は次のとおりです。

- ・外貨預金
- ・他人・架空名義預金
- ・譲渡預金
- ・オフショア預金
- ・日本銀行からの預金(国庫金を除く)
- ・金融機関からの預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除く)
- ・預金保険機構からの預金
- ・無記名預金
- ・導入預金
- ・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)
- ・金融債(保護預り専用商品以外のもの)

A4 Q4 「名寄せ」とはなんですか?

一般預金等は一金融機関ごと預金者一人等といいます。(は一金融機関一人当たり、合算して元本一千万円までとその利息等が保護されます)が複数の預金等の口座を有している場合の給付補てん金金銭信託における収益の分配等を

A5 Q5 家族名義や個人事業用の預金はどうに保護されますか?

家族であっても、夫婦や親子はそれぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人事業用の預金は、同一人の預金等として合算されます。

A6 Q6 預金保険制度の対象となる金融機関はどのようになっていますか?

対象となる金融機関は次のとおりです。

- ・銀行(日本国内に本店のあるもの)
- ・信用金庫
- ・信用組合
- ・信金中央金庫
- ・労働金庫連合会
- ・全国信用協同組合連合会
- ・右記金融機関の海外支店(政府系金融機関、外國銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です)。

合、それらを合算して、預金保険で保護される預金等の総額(付保預金額といいます)を算定します。これを「名寄せ」といいます。預金者の皆様は、預金等の保護を円滑に行うために、氏名、生年月日、住所、電話番号等に変更・訂正があった場合には速やかに各金融機関にお申出下さい。

A4 Q4 「名寄せ」とはなんですか?

一般預金等は一金融機関ごと預金者一人等といいます。(は一金融機関一人当たり、合算して元本一千万円までとその利息等が保護されます)が複数の預金等の口座を有している場合の給付補てん金金銭信託における収益の分配等を

(詳しく述べ、農水産業協同組合貯金保険機構03(3285)1227まで問い合わせ下さい)。

TEL 098(862)1944
問合せ先 沖縄総合事務局金融監督課